

都城市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

都 城 市

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に、各小学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について、関係機関で協議を行ないました。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「都城市通学路交通安全プログラム」（以下、「プログラム」という。）を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. プログラムの策定

本プログラムは、緊急合同点検時の体制を継承した、以下のメンバーで行った点検結果や対策内容等を、都城市がとりまとめ、策定したものです。

- ・都城市立小、中学校
- ・都城市山之内総合支所
- ・都城市維持管理課
- ・都城市学校教育課
- ・都城市高城総合支所
- ・都城市道路公園課
- ・都城土木事務所
- ・都城市山田総合支所
- ・その他関係する機関・部局
- ・都城警察署
- ・都城市高崎総合支所

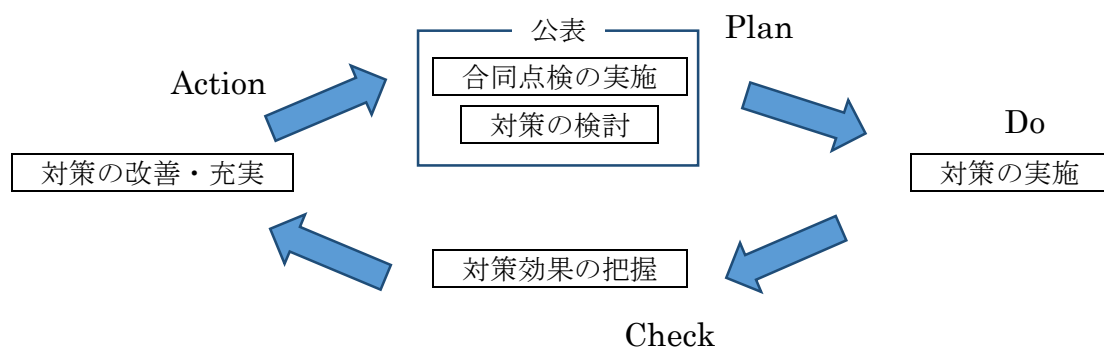
3. 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、市内の小学校に対して通学路危険箇所の抽出及び合同点検要請の有無を依頼します。要請のあった学校毎に危険箇所の合同点検を行うとともに、対策実施後の効果把握、対策改善・充実を行います。

これらの取組みをPDCAサイクルとして繰り返し、通学路の安全性の向上を図っていきます。（中学校の通学路に関しては必要に応じて実施することとする）

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



（２）定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

合同点検の要請のあった市内の小・中学校について、原則、夏季（夏休み期間中）に合同点検を実施します。点検箇所が多い場合などは、夏季以降に時期を調整して行なう、あるいは２ヵ年に分けて実施します。

○合同点検の実施

小・中学校ごとに、プログラム策定に係る関係機関と連携して合同点検を行います。

（３）対策の検討

合同点検の結果から、対策が必要であると明らかになった箇所について、歩道整備や防護柵設置などのハード対策及び交通規制や交通安全教育などのソフト対策を箇所に応じて、具体的な実施メニューを検討します。

（４）対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

（５）対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施箇所等について、実際に期待された効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているかを確認するため、対策が実施された後に学校へ聞き取ることで把握します。

（６）対策の改善・充実

合同点検や効果把握の結果を踏まえて、効果的な対策手法を熟知し、今後の対策内容の改善・充実に図ります。

４．箇所図、箇所一覧表の公表

小・中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、都城市公式ホームページに公表します。